

原 著

家族再統合に際する施設心理士の役割
－「家族再統合プログラム」の実践例をとおして－

The role of the clinical psychologist engaged in children's home to face family reunification
－ through the practice of "the family reunification program" －

八木 修司¹⁾，樋口純一郎²⁾
森 歩夢³⁾，高田 豊司⁴⁾
中村 有生⁵⁾

要約：「子ども虐待」が日本で社会的問題になってきたのは、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された2000年（平成12年）頃といえる。その後、虐待の発見・通告もしくは介入・親子分離に関しての関連法規や社会システム、方法論が少しずつ整備・研鑽されてきたのち、中・長期的なケアや家庭復帰に視点がシフトしていった。「家族再統合」ということばが使われるようになったのはそれ以降の話で、最近では児童福祉施設に心理療法担当職員や家庭支援専門相談員が配置され、家族療法事業などが実施されている。家族再統合をめざす中で、施設心理士は一部の先鋭的な取り組みはあるものの、子ども個人へのプレイセラピーにまだまだ固執しがちで、親や親子関係への直接的なアプローチにまだまだ疎い現状がある。

本研究では、筆者らのかかわる児童養護施設で施設心理士を中心に取り組んだ「家族再統合プログラム」の実践例を紹介し、家族再統合に際する施設心理士の役割や課題について考察を加える。施設心理士の援助対象は子ども個人だけでなく、親子をターゲットにできること、親子関係のアセスメントができること、親子関係を促進させるワークを提供できることなど、新たな役割があるのではないだろうか。一方で、家庭支援専門相談員との役割分担や児童相談所の保護者支援との住み分けなどが、今後の課題といえる。

Key Words：家族再統合 施設心理士 子ども虐待 児童養護施設

I 現状と問題

1. 家族再統合の現状

1) 児童福祉法 第28条の見直し

「子ども虐待」への社会的関心が高まり、マスコミなどでその実態が報道されるにつれて、昨今では児童福祉領域に限らず、教育や医療といった幅広い分野でも注目されるようになってきた。

子ども虐待に関する新法の制定や法改正の変遷を少し振り返ると、1990年代に民間団体による子ども虐待防

止活動が活発化し、1994年（平成6年）の「子どもの権利条約の批准」にともなって、子ども虐待が次第に社会問題となってきた。

厚生労働省は1997年（平成9年）に「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（第434号通知）を出し、特に児童福祉法第28条（以下、法28条と略）の積極的な運用を奨めている。法28条とは「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他、保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」において、児童相談所は家庭裁判所に審判請求することができ、裁判所の承認が得られれば、親権者の意に反して、児童福祉施設への入所や里親委託の措置を行うことができるものである。第434号通知には、法28条を適切に用いて、子ども虐待の早期発見・介入を行うこと、また一時保護期間中における保護者の強硬な引き取り等に対しては、子どもの適切な保護のために家庭裁判所による審判前の保全処分が可能であるほか、法28

2010年12月2日受付／2011年1月19日受理

1) Shuji YAGI

関西福祉大学 社会福祉学部

2) Jun'ichiro HIGUCHI

神戸市こども家庭センター

3) Ayumu MORI

社会福祉法人 立正学園

4) Toyoshi TAKATA

社会福祉法人 広畑学園

5) Yu NAKAMURA

兵庫県立清水が丘学園

条による入所措置後は児童福祉施設長が保護者等の強制引き取りを拒むことができるなど、その権限の強化が明記されている。

2000年（平成12年）には超党派による議員立法によって「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法と略）が5月に成立、11月に施行され、児童福祉法に関しても一部改正が行われた。「第434号通知」や「児童虐待防止法」が成立することで、法28条の積極的な運用が促され、目の前の子どもの権利・福祉を最優先とする方針が強く打ち出された。法28条の事例数は「児童虐待防止法」施行後に142件と大幅な増加を見せ（最高裁判所事務総局家庭局、2002）、今日まで増加の一途をたどっていることは、背景に福祉の支援が結果的に手遅れとなってしまったいくつかの事件があったことは忘れてはならない。

ただし、現在もこの法28条の運用が積極的に行われているとは言い難い。この背景には、保護者支援を行っていく際に、法28条を適用することで保護者と児童相談所との間に対立関係が生じ、その後の支援が余計に難しくなるということが背景にある。そこで、単に介入・分離の法的権限を強化させることだけではなく、いかに家族を再生させるかという視点が、法改正上にも見られはじめた。

表1 法28条事例の動向と対応の実情

	新受件数	既済件数	認容	却下	取下げ	その他
平成元年	14	10	3	0	4	3
平成2年	37	33	19	2	12	0
平成3年	21	25	17	0	8	0
平成4年	19	22	18	0	4	0
平成5年	15	12	6	0	6	0
平成6年	28	20	12	0	8	0
平成7年	36	43	18	1	22	2
平成8年	54	51	39	0	12	0
平成9年	63	49	36	0	13	0
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1

2004年（平成16年）の「児童福祉法の一部改正」では、法28条による施設入所期間が原則2年までと限定され、2年を超えて施設入所措置を継続するためには、家庭裁判所の更新手続きが必要となった。2年間という期限を最大限に活用し、積極的な親指導や家庭支援など、より介入的なソーシャル・ワークへの転換が図られ、分離に至った家族をいかにして再統合させるかという問題がク

ローズアップされるようになったのである。

2) 家族再統合事業の流れ

家族再統合に向けた取り組みとして、厚生労働省は1999年（平成9年）に「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（第421号通知）を出し、家庭支援専門相談員の配置を進めている。家庭支援専門相談員は児童相談所と連携し、入所児童の保護者に対して早期の家庭復帰をめざした支援を行い、現在はすべての児童養護施設に配置されている。ちなみにこの年は、児童養護施設の心理療法担当職員（以下、施設心理士という）の配置がはじまった年でもある。

さらに2006年（平成18年）には「第0403023号通知」がなされ、早期退所・家庭復帰という一面的な家族再統合だけでなく、親子関係の再構築等に積極的に取り組むことが求められるようになった。家庭支援専門相談員は、①保護者への早期家庭復帰のための業務、②児童への退所後の継続した生活相談、③里親委託促進のための相談、④養育里親への養子縁組推進のための業務、⑤地域の子育て家庭に対する相談・支援、⑥要保護児童の状況把握や情報交換を行うための協議会への参画、などが主たる業務と具体的に明記された。「第421号通知」に比較して、②の児童本人へのケアも追加されたことは、表層的な働きかけだけではなく、より質的に親子再生に取り組まなければ、なかなか家族再統合というのは難しいということの現れでもあるだろう。

また、情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設と略）においては、補助事業・施設機能強化推進事業として「家族療法事業」が実施されてきた。2006年（平成18年）に家族療法事業の対象施設が拡大され、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設においても実施が可能となり、家族再生支援を目的として、①面接治療（親子並行面接、親子合同面接）、②宿泊治療、③親子レクリエーション、④家庭訪問治療等を行うことができるようになった。この年に施設心理士の充実（常勤化の推進）が図られたことは、施設心理士は家庭支援専門相談員らと協働しながら、家族療法事業に取り組むことを求められていると考えられる。

このように、家族療法事業の拡大は、施設心理士と家庭支援専門相談員の配置と歩調を合わせるようにして進展している。児童虐待防止法が成立し、“入口対応”としての介入的なソーシャル・ワークによる早期発見・介入だけでなく、“出口支援”としての家族再統合を充実させようとする社会の強い意思を感じさせる。

2. 施設心理士の現状

1) 施設心理士に求められる役割

施設心理士にはこのような社会的ニーズがあると考えられるものの、実際には施設ごとでその働きぶりに格差があるのが現状のようである。施設心理士の常勤化が推奨されているとは言え、情短施設以外では、非常勤の雇用形態が多く、実際の業務としては、子どもの個別心理療法および生活職員へのコンサルテーションにとどまっていることが多い。児童養護施設における家族再統合の業務を担っているのは、担当の生活職員や家庭支援専門相談員が中心であることが多いと思われる。

児童養護施設等において積極的に動いている施設心理士は、家庭支援担当の職員とともに家族と出会い、子どもの状態や必要な家族のかかわりを助言するなど、補助的な役割として家庭支援を担っている場合はある（その担当職員のメンタル・ケアを求められることもある）。また、家庭支援を担当する職員が家族と現実的な問題を調整する中で、家族の心理的な負担や葛藤などをケアする立場としてかかわっていることもある。

ここで、情短施設の心理士と比較してみよう。情短施設では、心理士がそのケースの家庭支援担当として保護者と直接かかわる場合がある。担当として直接的・継続的に家庭支援を担うことにより、家族との安定した相談関係を構築しやすい。また、子どもの適応上の課題に関して、その要因や目標を整理しながら、保護者と協力関係を維持し、親子関係をターゲットにした援助をより専門的に行っていくことができる。情短施設の心理士と同様に、児童養護施設の心理士にもこのような働きが望まれるのかもしれないが、児童養護施設が完全に“情短施設化”してしまうと、児童養護施設としての独自性はどのようなのか、という議論は残されるだろう。

2) 一部の先進的な取り組み

一部の児童養護施設では、施設心理士などが中心となって、以下のような先進的な取り組みが報告されている。岡本ら（2009）は児童養護施設における「虐待を受けて入所した児童の保護者に対して、虐待が再び起こらないように導入しているプログラム」についての調査を行った。一番、多く用いられているのは「家族合同面接」であり、プログラムといっても各施設で流動的に計画しているような取り組みであった。しかし、次いで「コンセンサス・ペアレント・トレーニング（CSP）」や「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（SoSA）」など、ある程度、定式化されたプログラムの名前が挙がってい

る。その他、予防的な取り組みとして「MY TREE ペアレンツ・プログラム」「親と子のふれあい講座」「トリプルP」「親業トレーニング」「スター・ペアレンティング」などのプログラム名も挙がっており、以下にそのいくつかを紹介する。

「CSP」はアメリカで開発された被虐待児の保護者支援のために開発された、行動療法理論に基づいたペアレント・トレーニングで、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術をビデオを見ながら学び、子ども虐待の予防や回復をめざすものである。「SoSA」は、親の虐待行為ははっきりと言及しながらも、解決志向的に焦点を当てながら親との協力関係を築き、家族再統合をめざしていく方法である。SoSAではアセスメントとプランニング、虐待の事実、要因の整理、セーフティスケールやゴールなどと定式化された課題設定を保護者と援助者が話し合いながら進めていく。「MY TREE ペアレンツ・プログラム」はグループを対象とした虐待予防的なプログラムであり、グループによるエンパワメントにより、セルフ・ケアと問題解決力を強化していく。「親と子のふれあい講座」は子育て支援・虐待予防を目的とした、グループ向けのプログラムであり、行動療法の理論に基づいて、DVDを見ながら子育ての知識や技術を伝え、かつ、子育て意欲や親どうしの自助的なつながりを促し、育児の息抜きを提供している。

このように既に様々なプログラムが開発されており、これらを利用して施設心理士は保護者とのかかわり、何かしらの家庭支援を模索する動きが見られる。

3. 問題

1・2で述べたとおり、子ども虐待の対応においては家族再統合が最重要課題となりつつあり、その流れの中で施設心理士が配置されつつあるものの、現状の施設心理士は個別の心理療法やクライアントの内的世界に関心が偏りがちで、家族再統合に関する法制度や利用できる社会資源、現状の家族の状況、生活場面におけるケアなど、現実的な面への意識や知識、方法論に疎いと言える。また、心理職である以前に一施設職員であることを忘れてしまい、生活場面の中に入ることを意固地に拒否しつづけ、他の施設職員から距離をとられる心理士、現実離れたことばかり言って敬遠されがちな心理士の話も現に聞かないわけではない。また、情短施設の心理士のように、完全にセパレートされて家庭支援担当者としての立場が児童養護施設の施設心理士には確立されているわけではない。施設心理士が家族再統合に向けて積極

的にかかわろうとしても、子ども個人の状態はアセスメントできても、家族再統合を見据えた親子関係のアセスメントへの意識や指標にやや欠ける。親子という単位をアセスメントやケアのターゲットにする機会や手法が乏しい。

上述したとおり、保護者支援のための具体的な手法やプログラムが新しく開発されてきてはいるものの、報告数は少なく、プログラムを実践していても、プログラムを完遂することばかりに気を取られてしまい、その親の本当のニーズを見逃したり、本来の目的を忘れてしまったりすることもある。まさに「木を見て、森を見ず」というわけである。

これらの問題点を解消すべく、今まで培ってきた児童養護施設のノウハウを最大限に活かし、それをある程度、定式化させ、施設心理士が親子をアセスメントし、親子に直接的なケアをしていくことが望まれる。

II 「家族再統合プログラム」の試行

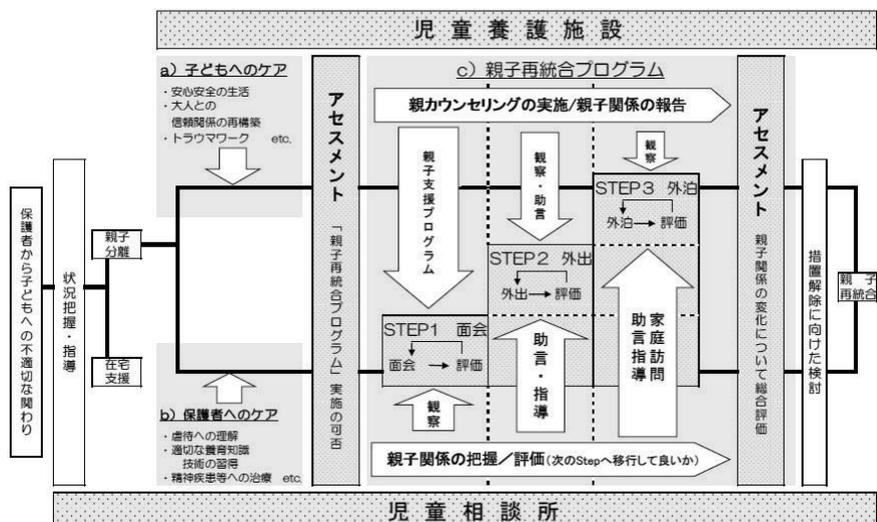
そこで、筆者らの一人である森は児童養護施設における「家族再統合プログラム」を試行している。このプログラムは、子ども虐待を要因に分離に至った親子が、再び家族としてスタートすることを支援するものであり、どの児童養護施設において利用できるものである。しかし、「プログラム」と銘打ったものの、実際には厳密に統一された取り組みや手順はなく、既存のアセスメント・ツールやペアレント・トレーニングを組み合わせ利用しており、まだまだ開発途上の面もある。また、本プログラムは筆者らがかかわった児童養護施設の試行的な取り組みである。どの施設にもその施設独自のプログラム

が開発されていると考えているが、参考にしていただきたい。

この家族再統合プログラムでは子どもの家庭復帰を目的としているが、筆者らが勤めている児童養護施設においては、実際に家庭復帰したケースが少ないのも現状である。それは、家庭復帰を果たしたケースのほとんどは、そもそも基本的な親子関係の歪みは少なく、家庭の経済状況等が整った段階で（もしくは、年齢的な成長により、その子どもが自立できるようになった段階で）、家庭復帰を果たすからである。逆に言えば、家庭復帰の目的が立っていないケースにこそ、このような支援は必要であるといえ、例えば子ども虐待から通信・面会制限があるケースなどがそうである。もう少し言えば、親と子がそれぞれに適切な交流のあり方を模索し、調整することがこのプログラムの目的であり、プログラムの導入に際しては援助の必要性やその具体性、導入後の見通しを立てた上で取り組むことが不可欠であろう。

図1に本プログラムにおける家族再統合の流れを示す。まずは親子それぞれの意向を把握し、児童相談所がこのプログラムに取り組むことが適当だと判断すれば、親子の交流を再開させていくことから開始する。交流は段階的に行われ、面会・外出・外泊という3つのステップを設ける。親子は、「第1ステップ：面会」で交流を重ね、かかわりの適切さが認められれば、「第2ステップ：外出」に移行する。そこでも大きな問題がなければ「第3ステップ：外泊」が許可され、限定的な交流から取り組みながら、徐々にその範囲を広げていくことになる。現在、各児童養護施設にて実施されている家庭支援においてほぼ共通する仕組みと思われる。

図1 家族再統合プログラムの概観図(森, 2010)



1. 親子関係のアセスメント

このような支援では、親子関係を適切に把握することが重要になる。市販されている親子関係のアセスメントが既にいくつかあり、例えば、FDT 親子関係診断検査（東ら、2002）やTK 式親子関係診断テスト（品川ら、1972）がある。これらは、親子関係を診断するものとして標準化されており、ある程度の客観的指標として用いることが可能である。家族再統合プログラムの効果測定を行った報告（河合・野口2008）があるほか、親との面会や外泊を開始するかどうかを検討する際に用いることも有効である。

また、プログラム導入後には、親子の交流の様子を適切に評価することが必要になるが、既に公開されているチェックリストがある（庄司、2003や児童虐待防止対策支援・治療研究、2004）。このチェックリストでは、面会・外出・外泊という3つのステップそれぞれについて、その条件とその時々の評価項目が細かく示されており、一定の基準として効果的なものである。このような質問紙やチェックリストの使用に際して、親子関係の浅い面しか診ることができないといった指摘はあるものの、親子への聴取や行動観察だけでは観察者の主観が入りやすいことを考えれば、ある一定の客観性を保つ意味で重要だと思われる。また、上述のチェックリストを参考にすれば、次のステップでの課題も事前に把握することもできる。今後に生じるかもしれないトラブルについて児童養護施設が保護者や児童相談所とあらかじめ話し合うことは、無用なトラブルを回避するだけでなく、信頼関係を育むことにもつながる。

2. 親子関係へのケア

親子関係へのケアとして参与観察やモデリングなどの方法があり、これまでも親子の面会場面への同席、親子交流後に保護者との振り返り面接の機会を設けるなどの報告がある（大内、2008）。振り返り面接では、児童養護施設側と保護者側が率直に意見交換することが可能であり、信頼関係を育むよい機会になる。「振り返りシート」を作成し、親に「子どもの様子はどうだったか」「印象に残っていること」「次回にやりたいこと」などの簡単な項目に答えてもらおうと、交流時の様子を把握しやすく、親がどのような点に着目し、気になっているのかも把握しやすい。また、話題を深めていくと子どもを育てていたときのエピソードが語られることもあり、面会時の出来事をきっかけとしながらも、実際には過去から今日までつづく親子関係の振り返りとなることが期待で

きる。カウンセリングの過程ともいえ、施設心理士が培われた専門性を十分に発揮して取り組むことができる領域ではないだろうか。

各局面においての留意点であるが、「第1ステップ：面会」の時期には、施設内での面会しか行えないため、かかわりの幅が限定されやすく、親子にとっては窮屈で関係を深めにくい面がある。親子面会の際に「アルバムづくり」や「食事（おやつ）づくり」などの作業等、必要に応じて具体的な親子ワークを提供することが大切である。

一方で、親子交流そのものが“イベント”的なものになってしまいやすく、日常生活と分離してしまわないように注意したい。分離中の親子にとって、子どもの宿題を見たり、いっしょに清掃や後片付けをしたりといった日常の営みこそが取り戻すべき家族の交流であり、面会・外出・外泊においても、できれば家族の日常に即していることが望ましいと考える。

3. 他職種・他機関との連携・協働

本プログラムは施設心理士が中心になって取り組んではいるものの、心理士だけではその実践が困難なことは言うまでもない。生活職員をはじめとした児童養護施設内の他職種の協働だけでなく、児童相談所などの外部関係機関との連携や役割分担も非常に大切となる。

関係者一同が図1を眺めながら本プログラムを軸に考えることで、「どのタイミングで」「誰が」「誰に」「何を」「どのように」支援するのか、よりの確な役割分担を図ることが重要である。

III 「家族再統合プログラム」の実践例

ここからは森が試行している「家族再統合プログラム」を適用した、具体的なある実践例を紹介したい。なお、本プログラムを適用したケースは、個人情報保護のため、筆者らがそれぞれにかかわってきたいくつかの事例を組み合わせた架空ケースであることをご了承いただきたい。本プログラムを紹介・考察するのに十分だと考えている。

1. プログラムの適用まで

1) 対象親子

A・Bの幼児の兄弟、母、養父

2) 適用期間

施設入所後の3ヵ月目から1年6ヵ月目まで、約1年3ヵ月間

3) 実施者

担当生活職員の協力のもと、施設心理士が中心

4) 対象ケースの概要

Bの不審な傷で、病院から虐待通告のあったケースである。この家庭は貧困の問題も抱え、以前から児童相談所において養護相談をしてきた。母は精神疾患も抱え、ハイ・リスク家族と判断される。

母はあくまで虐待事実を認めなかったものの、兄弟の児童養護施設への入所には同意した。Aは注意を受けると表情を硬くして、動けなくなるなどの虐待の影響も疑われたが、施設生活をとおしてA・Bとも徐々に元気を取り戻していった。

母は早期の家庭引き取りを強く希望し、入所後まもなくから、通信・面会の希望を再三、電話してくる状況が2ヵ月間つづいた。

2. プログラムの適用

1) 第1ステップ：面会（施設入所後3ヵ月目から8ヵ月目まで）

本ケースでは先に紹介したFDTやTK式といったアセスメント・ツールではなく、すべてのステップをとおしてチェックリスト（児童虐待防止対策支援・治療研究、2004）を用いて施設心理士が評価を行い、次のステップに進むことが妥当な段階であるかどうかを、施設職員全体で検討する材料とした。

施設入所後3ヵ月目に、児童相談所の許可を取って、担当の生活職員と施設心理士が同席することを条件に、親子の面会を開始する。面会後は、心理士と「振り返り面接」をしてもらうこととした。

初めての面会は、一時保護中も含めて約4ヵ月ぶりの親子再会であり、Aは母と養父を見ると立ち尽くして泣いてしまった。それを見たBも泣き出してしまい、母は2人を何とかあやそうと抱きしめ、兄弟は抵抗しながらも作り笑顔を見せた。面会後の心理士との振り返り面接では、母は「正直、ショックでした」と振り返っている。両親との話し合いの結果、面会は月2回からはじめることとした。

その後の2・3回目の面会において、母と養父を見た子どもらは「嫌や」と泣くときもあったが、担当職員が同席していることもあって、親からの質問にうなづく程度の交流はできるようになる。養父にはまだ不慣れで子どもらからは近づこうとせず、養父からも話しかける素振りはなかった。一方、母は抱きしめたり、キスしたりと、あれこれ試行錯誤を重ねており、子どもたちが戸惑いながら応じることがつづく。子どもらに動揺は見られるものの、担当職員がそばにいることで多少なりとも安心感

がある様子で、4・5回目の面会からは、比較的、落ち着きを見せるようになった。

入所後5ヵ月目の面会で、子どもらは母と養父が会いにくるのを楽しみに待つようになり、チェックリストでも次のステップに進むことが妥当と評価され、児童相談所の担当児童福祉司を交え、母・養父と今後の見通しについて話し合いを持った。両親に「面会」「外出」「外泊」という3つのステップを説明し、段階的な家族再統合をめざすことを確認した。また、今後の交流後には「振り返りシート」を書いてもらうことも約束に加えた。

入所後6ヵ月目からは、両親に昼食を購入してきてもらって、面会室にて親子でいっしょに食べながら面会してもらった。この時期には子どもらもリラックスした様子がみられ、母や養父の膝に乗るなどして明るい表情になった。Aが最近できるようになった縄跳びを披露するなど、活き活きとした交流を行った。また、アルバムづくりのワークを提案して行った回もある。施設が撮りためていた写真とA・Bそれぞれのアルバムを準備し、母には既に持っている子どもらの小さな頃の家族写真を持参してもらい、親子でアルバムづくりを体験してもらった。母は分離中の子どもらの様子を知ることができたと喜び、子どもらも競うように施設での出来事を意気揚々と説明していた。ある回では、外遊びをして室内に戻ったとき、母がBをトイレに連れて行ってしまったため、室内に一時、Aと養父が2人きりになり、Aが泣き出してしまうものの、養父はすかさず「ママはトイレにいるから、大丈夫だよ」とやさしく声をかけることもできていた。

当初、振り返りシートには母・養父とも「特筆すべきことなし」としか書かなかったが、徐々に記入は増えていき、心理士との振り返り面接において養父もよく話すようになり、養父の仕事の状況、母の通院・服薬状況、育児の考えなどを聴取することができた。母は「普段は平気だけど、急に不安定になるときがあって、しんどい」「子どもらといっしょに過ごす時間が増えると、怒ってしまうことが増えそう」など、本音や不安も語られた。

チェックリストでは次のステップに移行して妥当な評価が出て、児童相談所との協議の結果、「第2ステップ：外出」へステップ・アップすることとした。

2) 第2ステップ：外出（施設入所後9ヵ月目から1年目まで）

外出は午前中に迎えに来て、昼に外食とともに、買い物や遊ぶなどして、夕食前までに施設に戻ってもらうことにした。その後、いつものように振り返りシートと面

接を実施した。

養父や母は時間を守らないといけないという考えが強く、時間に追われて慌ただしかったことを振り返る。2・3回の外出で問題がなかったため、ある回は帰園時間を遅めに設定する、ある回は遅れそうなどときには電話連絡をするなどと条件を臨機応変に話し合った。この頃になると、子ども達は両親に会うときも、別れるときも、妙に怖がったり、興奮しすぎたりすることはなく、ごく一般的な家庭生活の営みであるような様子が窺えた。

施設入所後1年目には、家族でプールに行ったり、Aの誕生日に母が手料理を持参したりするなど、援助者側が提案せずとも、親側で自発的な動きも出てきた。

なお、交流が深まるにつれて外出からの帰園時間が遅くなり、心理士の振り返り面接を実施することが困難となり、帰園時に出迎えた夜勤の職員が外出中の親子交流の状況を代わりに聴取することとした。再びチェックリストで次のステップに移行して妥当と評価され、児童相談所とも協議を重ねた上で、次回から自宅への外泊を試みることとなった。

3) 第3ステップ：外泊（施設入所後1年1ヵ月目から1年6ヵ月目まで）

年末の時期を迎え、正月に1泊2日で自宅への外泊を試行した。帰園時には心理士との振り返り面接、振り返りシートを変わず実施した。

子ども達はとても楽しかったようで、母や養父との別れる際には、少しぐずっていた。また、親子の交流がさかんになる一方で、施設生活では子ども達が「家に帰りたい」と施設生活への不満を口にするが増えた。A・Bそれぞれに個別プレイセラピーを行い、家庭と施設との間で揺れる不安定な情緒面のケアに努めた。

その後、春休み、ゴールデンウィーク、そして、毎月1回の週末帰省へと進めて行き、親子関係も安定しているため、入所後1年6ヵ月目には心理士との振り返り面接や振り返りシートの実施は終了とした。ただし、両親はほどよい距離感をつかんでしまったのか、結局、家庭復帰は果たされなかった。

IV 考察

この章では、前章で紹介した「家族再統合プログラム」の実践例について考察を加える。プログラムの根幹である、①親子の関係性や外出・面会を測るアセスメント、②親子という単位へのアプローチやケア、③プログラムをととした施設の他職種や児童相談所との連携、という

3点に分けてそれぞれ考察する。そして最後に、このプログラムの実践例をととして、家族再統合に際する施設心理士の役割を考察したい。

1. 親子関係のアセスメント

本実践例では、ステップ1では主に面会時における母子交流の参与観察を行い、また、すべてのステップをととして、チェックリストを用いて評価を行った。その結果、個別の心理療法では観察しえない直接の親子関係を把握することができ、施設の他職員や児童相談所などの関係者に親子関係の深度を客観的に報告することができた。

当初、不安の強い子ども達も徐々に親になついていく様が具体的に散見でき、親も次第に安心して接するようになった。また、当初はほとんど記されることのなかった振り返りシートも徐々に記述が増え、親が自身の子育てや子どもへの接し方を振り返る契機となった。

2. 親子関係へのケア

ステップ1では面会場面に心理士が同席し、面会後には振り返り面接として心理士が直接的に親にかかわっている。それは1. に述べたようにアセスメントとしての意味もあるが、親子関係へのケアとしての役割も強く、子どもや親という単体ではなく、親子というひとまとまりの単位への関与として効果的な取り組みであったと考えられる。

本実践例では、具体的には家族での昼食、Aの縄跳び披露、アルバムづくりなどのワークを親子に提供した。これは、分離されていた親子の時間を埋める作業であり、第三者が見守りながらの親子の修正的な体験となっただろう。また、アルバムとして思い出や記憶、形に残る物を共同制作するということは、親子の新しいストーリーをこれから紡ぎ出すきっかけになりえることを示唆している。これらの仕掛けが、今度は親側から手料理の持参やプールに遊びに連れていくなどの積極的な行動につながったのではないかと。

3. 他職種との連携

親子への観察・ケアに心理士が参加したり、チェックリストや記録を通して情報を共有したりすることで、他職種もしくは他機関に親子の状態を説明しやすくなる。

面会や外出からの帰園時に居合わせなかった施設職員でも、親子が実際に共同制作した物や振り返りシートをととして関係職員が共通した見解を持ちやすくなる。また、ステップ1から2へ、ステップ2から3への移行については児童相談所の担当福祉士もいっしょに判断する

ようにしているが、児童相談所への状況説明としても共有しやすいものであり、何より、施設がめざす家族再統合の青写真や児童相談所との役割分担を認識してもらいやすかったといえる。

4. 家族再統合に際する施設心理士の役割

本実践例では、母は引き取りの意思を強く持ち、養父も次第に子どもとの交流に積極的かつ協力的に取り組んだ。心理士との振り返り面接では、母が自身の不安定さを自認し、子どもを養育していく不安を改めて感じる一方で子どもと良い関係を築き直したいという想いを強めたりすることができた。子ども達も母や養父とかわることを求め、親子関係は確実に回復・安定していった1年3ヵ月間の取り組みであった。

しかし、それでも家庭復帰は果たされていないという現実がある。果たして、家族再統合は失敗に終わったのだろうか。違う見方をすれば、親にとってみれば子どもと離れていたからこそ、母の心身の安定を図ることができ、離れて暮らしてはいるものの良好な親子関係が維持され、貧困の問題をかかえた本世帯が、養父の仕事が安定することできちんと社会生活を営むことができたとも見ることができる。家庭復帰は未達成だとしても、家族の再生には十分に取り組むことができたと言えるのではないだろうか。

児童養護施設のそれぞれにおいて、子どもの人数、子どもの抱える課題やそのことによる行動、職員の人数や経験年数、施設心理士や家庭支援専門相談員の力量、職員どうしのパワーバランス、地域の特性、児童相談所との関係性など、微妙に相違があり、その施設の独自性も生まれる。どの施設も、その施設独自のシステムや協働の仕方があり、様々な家族再統合プログラムが存在するといっても過言ではない。児童養護施設の施設心理士は本稿のプログラムのような、その施設独自の取り組みをすることができ、その取り組みをとおして、従来の心理士の役割を、より現実的・生産的なものに発展できるのではないかと考えているわけである。したがって、紹介したわけである。

V 今後の課題

1. 「家族再統合プログラム」の実践例について

結局、母はBに本当に虐待を加えたのか、どうなのか。親子関係は明らかに良くなったのに、なぜ家庭復帰できないのか。母は子ども達とのほどよい距離感や関係性に慣れてしまったのか、母自身の生育歴に大きな課題

があるのだろうか、子ども達にとっては“なぜ家に帰ることができないのか？”という不満や葛藤が膨らみはしないか、プログラムの適用だけでは済まない事情が存在することは容易に想像がつく。親子各々の個別的な課題は、こうしたプログラムをとおした丁寧なアプローチの末に、はじめて見えてくるものであり、従来から施設心理士が取り組んできた子どもへの個別心理療法は、このとき大きな力を発揮するといえる。

また、理想的には全ケースが「家庭復帰」を目標にできればよいが、実際には家庭復帰を積極的に目指せない複合的かつ重篤な課題を抱えた家族は存在するだろう。子どもの家庭復帰だけが家族再統合ではなく、その家族なりの良好な距離感や関係性というものがあるので、すべてのケースに対して、本プログラムの3つのステップを強く提示するものではない。

図1に示したとおり、入所当初は施設の関与が大きく、退所に至る際には児童相談所の関与が大きくなる印象があるものの、施設と児童相談所それぞれの親への支援の質と量は時間軸には関係せず行われる実態にあらう。施設での親への支援と、児童相談所での親への支援はそれぞれ違う。社会福祉における援助過程においては、ミクロ・マゾ・マクロレベルの支援が重要であり、実際の子育てを支援して、その中で具体的な養育のあり方を助言するといった本プログラムのようなミクロ・マゾに関するアプローチや親の健康管理の助言や家族の経済的支援等にかかわるといった家族の安定化を図るようなマゾ・マクロに関するアプローチがあり、そのどちらも重要である。そうした点で、施設と児童相談所等がうまく役割分担・情報交換しながら協働することが望ましい。そうした協働体制を構築する上で家庭支援専門相談員の存在も大きい。本プログラムでは施設心理士がその役割を担っているが、本来は家庭支援専門相談員が児童相談所や地域、家族に関して、「繋ぐ」ということに足場を踏まえたアプローチ、施設心理士が子どもや家族のアセスメントを基盤にその力動関係を理解して「心理ケア」を行うことに足場を踏まえたアプローチが重要であらう。しかし、ここでも施設内での協働が欠かせない。当然ではあるが、その役割は重なっているのであって、それぞれが補完しないことにはチームアプローチとは言えないのである。まさしく前述したように、ケースの全体像を見なければ、「木を見て森を見ず」といった支援に陥る可能性がある。

施設心理士は心理療法における狭義の治療構造を死守

しなくとも、生活場面や家庭訪問に広げたり、その中で親と出会ったり、職員へコンサルテーションをしたりすることはむしろ必然であり、施設心理士のあり方についてはこれからもなお一層、新しいパラダイムを作っていかなければならない。そのためには、家庭支援専門相談員を始めとして、子どもの生活に直接支援する職員との普段のかかわりが重要になる。したがって、何より大切であるのは施設心理士の社会性である。誰からも尋ねられるようなフランクな態度が必要であるし、社会福祉制度に関する深い理解や医療・教育機関とのパイプづくりも求められよう。

2. 子ども虐待における家族再統合について

改めて考えれば、児童養護施設に入所している大半の家庭が、子どものすこやかな成長と親自身の生活の立て直しが不可欠であり、親子としての生き直し・関係の紡ぎ直しがその根本的な課題であることに気づかされる。紹介した家族再統合プログラムでは、トラブルなく交流できたかどうかを重視されているが、本当はその親子がどう生き直すことができたのか、関係を紡ぎ直すことができたのかが目ざされなければならない。そのため、面会・外出・外泊をととして問題がないことだけを理由に家庭復帰を促すことには努めて慎重でありたい。

児童養護施設で出会う家族の多くが、養育者自身の心身が不安定であったり、若年や未婚での出産・育児といった課題から養育困難を招いていたりと、医療面や経済面、保育面などさまざまな支援を必要とすることは言うまでもない。親子にとって分離は否定的なニュアンスが強いものの、それ自体が支援になりえることもあり、家族再統合のスタートとなるときがある。親と子、そして援助者が親子分離という機会に対して、どのように肯定的な意味を見出すことができるか、そのことが家族再統合の大きな課題であり、分岐点になると思われる。

VI おわりに

家族再統合プログラムを実施するにおいて、留意しなければならない点がある。対人援助、相談業務の基本的な姿勢である。どれほど優れたプログラムであっても、家族とプログラムを実施する援助者の間に信頼関係が成立しなければプログラムは単なる形式的な手続きにとどまってしまう。親の不安や被害感などを丁寧に汲み取りながら、具体的な課題を整理し、協力関係を築いていくことが、基本的な援助者の姿勢であることを忘れてはならない。言うなれば、今まで日本の児童福祉が培ってき

た既知の方法を、より具体的・システムティックに整理し、誰にでも使えるような形にしたいと考え、本プログラムを紹介した。

引用・参考文献

- Atano J W / 三沢直子 訳 (2002) : 親教育プログラムのすめ方—ファシリテーターの仕事— ひとなる書房
- Atano J W / 三沢直子 訳 (2002) : 普及版 完璧な親なんていない!—カナダ生まれの子育てテキスト— ひとなる書房
- Ternell A / 井上薫 訳 (2004) : 安全のサインを求めて—子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ— 金剛出版
- Ternell A / 井上薫 訳 (2008) : 児童虐待を認めない親への対応—リゾリューションズ・アプローチによる家族の再統合— 明石書店
- 東洋・柏木恵子・繁多進・唐澤真弓 (2002) : FDT 親子関係診断検査 田中教育研究所
- 一般社団法人 日本臨床心理士会 福祉領域委員会 被虐待児支援専門部会 (印刷中) : 子ども虐待防止ガイドブック 一般社団法人 日本臨床心理士会
- 井上直美 (2008) : 子ども虐待防止のための家族支援ガイド 明石書店
- 大内雅子 (2008) : 児童養護施設で心理職はどんな役割を果たせるのか—そだちと臨床4— 明石書店
- 岡本正子・八木修司 (2008) : 性的虐待への介入及び虐待を受けた子どもへの中長期ケアに関する調査研究—平成19年度子ども未来財団研究報告書— p93- p 201
- 岡本正子・八木修司 (2009) : 性的虐待を受けた子どもの中長期ケアの実態とそのあり方に関する研究—平成20年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)— 子どもの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (主任研究者 柳沢正義) 総括・分担研究報告書
- 神奈川県中央児童相談所 (2006) : 「子ども虐待」への家族支援—神奈川県児童相談所における「子ども家庭サポートチーム (虐待対策班)」「親子支援チーム」の取り組み— 神奈川県 河合直樹・野口啓示 (2007) : ベアレント・トレーニングを用いた家族再統合への援助—効果測定を試み— 子どもの虐待とネグレクト9 (3)
- 神戸母子交流研究会 (2006) : 育ちゆくこども—発達クリニックの実践と研究VI— 神戸市総合児童センター
- 神戸母子交流研究会 (2009) : 育ちゆくこども—療育指導事業 (発達クリニック)の実践と研究VII— 神戸市総合児童センター
- 神戸母子交流研究会 (2010) : 神戸市親と子のふれあい講座

(DVD) 神戸市総合児童センター

児童虐待防止対策支援・治療研究会(2004): 子ども・家族への支援・治療をするために一虐待を受けた子どもとその家族と向き合うあなたへ 日本児童福祉協会

品川不二朗・品川孝子・森上史郎・河井芳文(1972): TK式診断的新親子関係検査 田中教育研究所

庄司順一(2003): 被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究 厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書9(11)

中村有生(投稿中): 虐待傾向のある親への支援と対応(その1) 一入所前・入所初期における対応の実際 全国情緒障害児短期治療施設研究紀要 心理治療と治療教育

野口啓示(2009): むずかしい子を育てるペアレントトレーニング 明石書店

樋口純一郎(2009a): 家庭内暴力をふるう中学生男子のアセスメント 竹内健児 事例でわかる心理検査の伝え方・活かし方 金剛出版 p123-p139

樋口純一郎(2009b): 子ども虐待の介入における児童心理司の役割 前田研史編著 児童福祉の心理臨床 福村出版 p157-p189

八木修司(2009): 情緒障害児短期治療施設における被虐待児童の生活支援と心理治療 発達 117(30) p24-p31

八木修司(2009): 情緒障害児短期治療施設における心理士の役割 前田研史編著 児童福祉と心理臨床 福村出版 p101- p134

八木修司・樋口純一郎・高田豊司・中村有生・森歩夢(2009): 子どもの暴力に対する“環境づくり”と“治療論”に関する一考察—児童福祉臨床における従来の取り組みと今日的な動向を概観して 関西福祉大学社会福祉学部紀要 12 p167-p176

八木修司・藤原慶二・中村有生(2009): 情緒障害児短期治療施設に入所する被虐待児童の行動特徴について 関西福祉大学研究紀要 12 p267-p276